

令和5年度 第2回世田谷区男女共同参画推進部会 次第

令和5年10月26日（木）

午後2時～

男女共同参画センターらぷらす
研修室3・4

1 開会

2 議事

【協議事項】

(1) 男女共同参画に関する区民意識・実態調査について

[資料1-1、1-2]

【報告事項】

(1) 「離婚をめぐる法律・制度活用講座」について

[資料2]

(2) 「男女共同参画推進事業に関するご意見・課題等」にかかる検討状況について

[資料3]

3 その他

4 閉会

◆今後の予定

令和5年11月8日 令和5年度第3回世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会

◆配付資料

資料1-1 第三次男女共同参画プラン策定にむけて

資料1-2 男女共同参画に関する区民意識・実態調査 【項目篇】

資料2 「離婚をめぐる法律・制度活用講座」について

資料3 「男女共同参画推進事業に関するご意見・課題等」にかかる検討状況

参考資料① 「離婚をめぐる法律・制度活用講座」チラシ

参考資料② 「女性に対する暴力をなくす運動」及び「児童虐待防止推進キャンペーン」
の取組みについて

参考資料③ 男女共同参画センターらぷらすリーフレットについて

【事務局】

世田谷区生活文化政策部人権・男女共同参画課

電話03-6304-3453

FAX 03-6304-3710

(仮称)第三次男女共同参画プラン策定に向けて

資料 1 - 1

項目	令和5年度			令和6年度			令和7年度			令和8年度			令和9年度～	
	前期	中期	後期	前期	中期	後期	前期	中期	後期	前期	中期	後期		
計画策定						契約 (企業調査・計画)	男女共同参画区内企業実態調査			計画策定(実態・分析・調整等)				
各種調査	男女共同参画区民意識実態調査			契約 → 準備・調整 → 調査・まとめ → 報告										
	男女共同参画区内企業実態調査 <small>※計画策定の一環として実施</small>					契約 (企業調査・計画)	準備・調整		調査・まとめ	報告				
	男女共同参画職員意識調査								準備	調査・まとめ	報告			
	区民意識調査(広報課)	毎年度実施			毎年度実施			毎年度実施			毎年度実施			
審議会等	男女共同参画部会	第1回	第2回	第3回(予定)	適宜									
	審議会	第1回	第2回	第3回(予定)	適宜(諮問・答申・プランに対する意見等)									
庁内検討	作業部会(係長級)	適宜												
	幹事会(課長級)													
	推進会議(部長級)													
関係団体、事業者等意見交換						適宜					適宜			
区民意見提出手続(パブリックコメント)											実施			

(仮称)第三次男女共同参画プラン(令和9年度～)スタート

結果を反映

第二次男女共同参画プラン(平成29年度～令和8年度)



世田谷区男女共同参画プラン (平成19年度～平成28年度)		世田谷区第二次男女共同参画プラン (平成29年度～令和8年度)		世田谷区第三次男女共同参画プラン (令和9年度～)	
平成26年度 調査		令和元年度 調査		令和6年度 調査	
第1章 家庭生活と家族観		第1章 家庭生活と家族観		第1章 家庭生活と家族観？	
1-1	家事の実施状況	1-1	家事の実施状況		
1-2	労働や家事・育児・介護にかかる時間	1-2	労働や家事・育児・介護にかかる時間		※要調整
1-3	家族観・結婚観と男女の役割分担意識	1-3	家族観・結婚観と男女の役割分担意識		
1-4	少子化の原因	1-4	少子化の原因		
1-5	望ましい大人と子どもの交流の機会・場	1-5	望ましい大人と子どもの交流の機会		
第2章 労働・職場		第2章 労働・職場		第2章 労働・職場？	
2-1	就労状況	2-1	就労状況		
	(1)本人の職業		(1)本人の職業		
	(2)就労理由		(2)就労理由		※要調整
	(3)職場での女性差別		(3)職場での女性差別		
2-2	家事専業と無職の状況	2-2	家事専業と無職の状況		
	(1)就労経験		(1)就労経験		
	(2)働いていない理由		(2)働いていない理由		
	(3)就労意向		(3)就労意向		
2-3	望ましい女性の働き方	2-3	望ましい女性の働き方		
2-4	女性が長く働きつづけることの障害	2-4	女性が長く働きつづけることの障害		
第3章 仕事と子育て		第3章 仕事と子育て		第3章 仕事と子育て？	
3-1	育児休業制度	3-1	育児休業制度		
	(1)育児休業制度の利用意向		(1)育児休業制度の利用意向		
	(2)育児休業制度を利用しない理由		(2)育児休業制度を利用しない理由		※要調整
	(3)育児休業制度の利用促進策		(3)育児休業制度の利用促進策		
3-2	職場に望む子育てと仕事の両立支援	3-2	職場に望む子育てと仕事の両立支援		
3-3	区に望む子育てと仕事の両立支援	3-3	区に望む子育てと仕事の両立支援		
第4章 介護		第4章 介護		第4章 介護？	
4-1	介護してほしい相手	4-1	介護してほしい相手		
4-2	男性介護参加を進めるために	4-2	男性の介護参加を進めるために		※要調整
4-3	介護の担い手				
第5章 ドメスティック・バイオレンス(DV)		第5章 ドメスティック・バイオレンス(DV)		第5章 ドメスティック・バイオレンス(DV)？	
5-1	DV防止法の認知	5-1	DV防止法の認知		
5-2	ドメスティック・バイオレンスについての考え	5-2	ドメスティック・バイオレンスについての考え		
5-3	ドメスティック・バイオレンスだと思うもの	5-3	ドメスティック・バイオレンスだと思うもの		※要調整
5-4	充実すべきドメスティック・バイオレンス対策	5-4	充実すべきドメスティック・バイオレンス対策		
	★追加 5-5 DV及び性暴力に関する人権問題に対する日本の対応について				
第6章 社会参加・参画		第6章 社会参加・参画		第6章 社会参加・参画？	
6-1	グループ・団体への参加状況	6-1	グループ・団体への参加状況		
6-2	活動内容	6-2	活動内容		※要調整
6-3	参加していない理由	6-3	参加していない理由		
第7章 「男女共同参画センター」らぐらす」について		第7章 「男女共同参画センター」らぐらす」について		第7章 「男女共同参画センター」らぐらす」について？	
7-1	「らぐらす」の認知	7-1	「らぐらす」の認知		
7-2	「らぐらす」を中心とした区の事業展開について	7-2	「らぐらす」を中心とした区の事業展開について		※要調整
第8章 男女平等観		第8章 男女平等観		第8章 男女平等観？	
8-1	男女平等観	8-1	男女平等観		
8-2	行政への女性意見の反映	8-2	行政への女性意見の反映		※要調整
	(1)行政への女性意見の反映度		(1)行政への女性意見の反映度		
	(2)女性意見が反映されていない理由		(2)女性意見が反映されていない理由		
第9章 男女共同参画社会の実現に向けて		第9章 男女共同参画社会の実現に向けて		第9章 男女共同参画社会の実現に向けて？	
9-1	男女共同参画のもたらす影響	9-1	男女共同参画のもたらす影響		
9-2	行政への要望	9-2	行政への要望		※要調整
第10章 ワーク・ライフ・バランス		第10章 ワーク・ライフ・バランス		第10章 ワーク・ライフ・バランス？	
10-1	ワーク・ライフ・バランスの希望	10-1	ワーク・ライフ・バランスの希望		
10-2	ワーク・ライフ・バランスの現実	10-2	ワーク・ライフ・バランスの現実		※要調整
10-3	ワーク・ライフ・バランスに重要なこと	10-3	ワーク・ライフ・バランスに重要な事		
第11章 防災		第11章 防災		第11章 防災？	
11-1	防災分野で重要なこと	11-1	防災分野で重要なこと		※要調整
第12章 男性相談		◆削除 第12章 男性相談		第12章 男性にとっての男女共同参画？	
12-1	男性の悩みについての相談				※要調整
12-2	無料で利用できる相談機関				
12-3	相談員の性別				
第13章 性的マイノリティ(性的少数者)		第12章 性的マイノリティ(性的少数者)		第12章 性的マイノリティ(性的少数者)？	
13-1	性別の悩みの有無	●変更 12-1	性的あり方の悩みの有無		
13-2	性的マイノリティという言葉の認知	12-2	性的マイノリティという言葉の認知		
		★追加 12-3	性的あり方に関する意見		
		12-4	性的マイノリティへの人権施策等の必要性		※要調整
13-3	性的マイノリティへの人権施策等の必要性	★追加 12-5	「パートナーシップの宣誓」の認知度		
		★追加 第13章 施策の認知度			
		★追加 13-1	「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」の認知度		
第14章 自由意見		第14章 自由意見		第14章 自由意見？	

(仮称)世田谷区第三次男女共同参画プラン (令和9年度) スタート

社会情勢の変化・新たな視点を反映

社会情勢の変化・新たな視点を反映

「離婚をめぐる法律・制度活用講座」について

1 経緯

令和5年9月9日（土）、9月16日（土）に連続講座として実施した講座の中で、不適切な行為を助長するような内容が含まれているとして、財産分与、子どもの親権について触れた部分が録音された約1分ほどの音声データがインターネット上に流され拡散し、区もらぶらすも電話対応に追われる事態となった。

また、本件に関し、区内外の方から、多数の区民の声（メール）、せたがやコールに対してもご意見を頂戴し、10月区議会決算特別委員会でも3名の区議から質問があった。

(1) 指摘内容

- ① 財産分与について、財産を双方開示するという趣旨に背くような表現
- ② 親権について、双方の合意なく子どもとともに別居することを助長するような表現

(2) 経緯詳細

令和5年	9月	9日	離婚講座実施（1回目）
	9月	16日	離婚講座実施（2回目）
	9月	23日	SNS上で音声データ流出が発覚
	10月	6日	男女共同参画センターらぶらすHPに掲載

2 講座内容

(1) 当該講座は「DV被害者支援の充実」を目的として、離婚を考える女性を対象に、外部講師を招いて、講座への参加をきっかけに、必要な相談や支援にもつなげることを目的に、男女共同参画センターらぶらすにて実施した。

(2) 講師への依頼内容

離婚を起因に、DVや経済的搾取等により深刻な生きづらさを抱え、講座という場だからこそ参加できるとうい方も多い実情を踏まえ、講師の方に「離婚届の記入や提出、離婚の際に決めておくこと、親権や財産分与、調停や裁判、弁護士の選び方などについて説明等」について依頼した。

3 区の対応

(1) 講座の中で不適切な行為を助長するような内容が含まれていた等のご指摘については真摯に受け止める。

(2) 講義の内容等については、事前に打ち合わせをしているが、講義においてお話いただく事例や具体的内容は各講師に委ねており、区の公式な見解でないものもあることを講師とも確認した。

(3) 主催者の責任として、受講生において誤った理解（誤解）があつてはならないため、講座を実施したらぶらすにおいて、正しい内容を説明していく。

(4) 今後、講座の選定・講義内容の設定、講師の選定等にあたり、今まで以上に講師との事前調整を密に行うとともに、誤解のない広報の周知方法を行う等、より良い講座運営を行っていく。

(5) 多数の区民の声等に対する回答は（1）～（4）を踏まえ行った。

「男女共同参画推進事業に関するご意見・課題等」にかかる検討状況

基本目標		基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性活躍推進		
課題		1 固定的な性別役割分担意識の解消		
1	取組み名称	男性の男女共同参画への意識向上にかかる取組みの拡充	今後の取組み	令和5年度は、らぶらすにおいて、以下の事業を実施する。 〔男女共同参画講座〕 ・区民とつくる男女共同参画基礎講座（らぶらすゼミ） 〔ワーク・ライフ・バランス講座、男性のための家事・育児・地域活動等への参画支援講座〕 ・父親向けワーク・ライフ・バランス推進講座 ・父親と子どもを対象としたワークショップ 〔図書・資料を活用した講座〕 ・親子で楽しむシネマサロン
			実施内容	<u>以下の事業を実施した。</u> <u>〔男女共同参画講座〕</u> <u>・区民とつくる男女共同参画基礎講座（らぶらすゼミ）</u> <u>→介護をテーマに7月30日に実施。</u> <u>〔図書・資料を活用した講座〕</u> <u>・親子で楽しむシネマサロン</u> <u>→8月10日実施。</u>
2	取組み名称	教育分野への働きかけ（学校への出前講座等による理解促進、周知・啓発）	今後の取組み	・「固定的な性別役割分担意識」の解消に向け、幼少期からジェンダーバイアスに囚われない視点を身に付けるため、らぶらすの学校出前講座等を活用しながら、働きかけを行う。
			実施内容	<u>・4月3回（性的マイノリティ理解1回、アサーティブな関係づくり2回）、7月2回（性的マイノリティ理解2回）を実施。</u>
課題		2 女性の活躍推進と政策・方針決定過程への女性の参画促進		
1	取組み名称	社会のあらゆる分野の活動への女性が参加する機会の確保	今後の取組み	・女性がこれまでの制約を取り除いて、より活発に社会の中軸を担えるよう、「ジェンダー主流化」と「参加と協働」を一体的に進めることで、住民自治を一層推進し、持続可能で豊かな地域社会の構築につなげる。
			実施内容	<u>・庁内部長級で構成される「男女共同参画推進会議」にて、全所属へ、各領域・分野の個別計画への「ジェンダー主流化」内容反映について依頼した。</u>
2	取組み名称	庁内の管理監督職への昇任意欲向上	今後の取組み	・男性モデルの働き方から、性別に関わらず、仕事と家庭を両立できる働き方を組織として検討していく。 ・庁内メールマガジンの発行やセミナー開催等により、引き続き、意欲向上を図っていく。
			実施内容	
課題		3 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援		
1	取組み名称	女性への就労支援	今後の取組み	令和5年度は、らぶらすにおいて、以下の事業を実施する。 〔女性のための就労・起業等支援講座〕 ・非正規シングル女性の生き方と仕事を考える講座 ・産休・育休中の女性向け復職セミナー ・ライフステージに合わせた女性の生き方と仕事を考える講座 ・女性のための起業ファーストステップ講座 ・女性起業家交流会
			実施内容	<u>以下の事業を実施した。</u> <u>〔女性のための就労・起業等支援講座〕</u> <u>・女性のための起業ファーストステップ講座</u> <u>→9月1日、8日、15日、29日に実施。</u> <u>・女性起業家交流会</u> <u>→4月20日に第1回を実施。</u>
2	取組み名称	女性の就労支援にかかる情報発信	今後の取組み	・女性を対象とした就労支援リーフレットは引き続き作成するが、内容を見直すとともに、配布先や配布方法を検討し、広く配布する。 ・悩みごとに応じた相談窓口や制度等を体系的に集約し、区ホームページで公開する。
			実施内容	・『「働きたい」「働く」女性のための講座・相談等ご案内』を作成し、区内外約400箇所、4,000枚程度を配布した。 ・『女性の「働きたい」「働く」を応援する事業まとめ』を区ホームページにて公開。
3	取組み名称	女性の就労にかかる課題と方策の検討	今後の取組み	・令和5年度より特別区長会調査研究機構において、「特別区における女性を取り巻く状況と自治体支援の方策」をテーマに若年女性が抱える課題と有効な施策について検討する。
			実施内容	<u>・7月、8月、9月の研究会に参加した。引き続き、10月の研究会に参加する。</u>

「男女共同参画推進事業に関するご意見・課題等」にかかる検討状況

基本目標		基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの着実な推進		
課題		4 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発		
1	取組み名称	区民向け情報発信	今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ワーク・ライフ・バランスイベント調査を引き続き実施する。 区民向け啓発冊子の作成を検討する。
			実施内容	<p>・「4～7月」「10～12月」の2期における、イベント情報を区ホームページで公開している。継続して情報発信を行い、区民のイベント参加における契機とする。</p>
2	取組み名称	区内事業者への働きかけ	今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画先進事業者表彰」を継続して実施し、区内事業者の先進的な取組みを、広く周知する。 中小事業者が抱える課題やニーズを捉えながら、「ポジティブ・アクション」や「一般事業主行動計画」にかかる周知・啓発を行う。
			実施内容	<p>・「男女共同参画先進事業者表彰」に6事業所より応募があった。今後、各事業所へのヒアリングを実施後、対象事業者の取組みを紹介するパンフレットを作成し、広く周知・啓発を実施する。また、らぶらす事業と連携し表彰式を実施することで、受賞事業者の更なる取組みを促す。</p> <p>・ヒアリングおよび選定委員会実施の結果、6事業所を「先進事業者賞」として認定。11月11日実施予定の男女共同参画センターらぶらすイベント「起業ミニメッセ」にて、表彰式を実施予定。</p>
課題		6 防災・地域活動等への参画促進		
1	取組み名称	防災・災害分野との連携	今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> 女性防災コーディネーターと男女共同参画の視点を取り入れた防災講座を実施する等、連携しながら地域展開を図る。
			実施内容	<p>・女性防災コーディネーターの人材発掘・育成について、より実践的な運用に向けて災害対策課と調整中。</p>

「男女共同参画推進事業に関するご意見・課題等」にかかる検討状況

基本目標		基本目標Ⅲ 暴力やハラスメントのない社会の構築		
課題		7 配偶者等からの暴力（DV）の防止と被害者支援の充実		
1	取組み名称	DVに関する理解促進及び相談ツールの検討	今後の取組み	・引き続き、相談先リーフレット等の配布を行うとともに、らぶらすにおける講座等を活用しながら、DVに関する認知のきっかけづくりを行っていく。
			実施内容	
2	取組み名称	男性DV被害者に対する相談体制の拡充	今後の取組み	・配偶者暴力相談支援センター機能における業務の一つであるDV相談事実証明書の発行を目的とした「男性面談」を6月1日より開始する。また、男性相談のより充実した体制を検討していく。 ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行に向け、女性支援に注目が集まるが、困難を抱える男性の存在を忘れず、必要な支援が届くよう、支援方法や体制を検討する。
			実施内容	・次年度、らぶらすで実施する男性向け事業を拡充する方向で検討中。検討内容は「電話のみの相談」に「LINEやメールによる相談」を追加、また男性の生きづらさに関する事業の拡充、研修室やオープンスペースを男性にも利用してもらえるよう積極的に開放していく等。
3	取組み名称	警察との連携	今後の取組み	・警察へ個別に連携を呼び掛けるとともに、DV被害者支援団体連絡会及び研修会の内容や開催形態を検討し、連携を強化する。 ・各ケースごとの危険度を示したシートを活用しながら、連携し、より具体的な支援を検討する。
			実施内容	・区内の4警察署に、8月30日に開催の世田谷区DV防止ネットワーク代表者会議及び要保護児童支援全区協議会に参加していただき、DV・児童虐待それぞれの課題の共有、ヤングケアラーの困難さと課題の共有の後、地域の支援関係者等とグループワークを行った。
4	取組み名称	DV被害者の自立に向けた支援	今後の取組み	・同行支援に加え、より危険度の高い事案について、警備会社の警備員による同行警備を実施する。 ・民間資源を活用しながら、「地域で暮らし続ける」DV被害者を地域で支える体制を整備していく。
			実施内容	

課題		8 性犯罪・性暴力の防止と被害者支援の充実		
1	取組み名称	「性犯罪被害者への支援と性犯罪防止の充実を求める陳情（令和4年10月受理）」への対応	今後の取組み	・犯罪被害者等支援条例の新規制定が政策決定され、現在の犯罪被害者等支援検討委員会に弁護士、当事者、医療関係者等を加え、「犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会」へ改組し、この委員会で検討していく。
			実施内容	
2	取組み名称	世田谷区議会からの「刑法の性犯罪規定の見直しに関する意見書」への対応	今後の取組み	・犯罪被害者等支援条例の新規制定が政策決定され、現在の犯罪被害者等支援検討委員会に弁護士、当事者、医療関係者等を加え、「犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会」へ改組し、この委員会で検討していく。
			実施内容	
3	取組み名称	性的被害への区の対応（相談場所やピアサポートなど民間団体との連携）	今後の取組み	・犯罪被害者等支援条例の新規制定が政策決定され、現在の犯罪被害者等支援検討委員会に弁護士、当事者、医療関係者等を加え、「犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会」へ改組し、この委員会で検討していく。
			実施内容	
4	取組み名称	「性同意」にかかる周知・啓発	今後の取組み	・同意のない性行為が性犯罪であることや「性同意」について、年代に応じた性教育の中でも周知・啓発していく。 ・らぶらすの「デートDV防止」にかかる出前講座を活用しながら、周知・啓発を図る。
			実施内容	
課題		9 暴力を容認しない意識づくり		
1	取組み名称	ハラスメント、性暴力やDV等の暴力を容認しない意識の醸成	今後の取組み	・ハラスメント、性暴力やDVを容認しない社会規範の醸成を行うため、「被害者にならないため」の啓発ではなく、「被害者にも加害者にもならないため」の啓発を家庭、教育、職場で行い、意識・行動変容を進める。 ・暴力の構造や、アサーティブの大切さについて、様々な広報活動や講座、居場所等さまざまな事業の中に取り入れ、理解促進に努める。 ・らぶらすの「デートDV防止」にかかる出前講座を活用しながら、周知・啓発を図る。
			実施内容	・内閣府が実施する「女性に対する暴力防止に関する運動」に合わせ、11月中に区内においても庁舎内を中心にパープルバルーンを設置し、暴力根絶と被害者の早期発見・早期支援について普及啓発を行う。また、子ども家庭庁が実施する「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」が11月にあたるため、タイアップし、PRを実施する。そのための準備や関係各署との調整を実施中。
2	取組み名称	ハラスメントを見逃さない取組み	今後の取組み	・職場等においてハラスメントを黙認することがないように、相談先や対応方法等の具体的な周知・啓発を行う。
			実施内容	

「男女共同参画推進事業に関するご意見・課題等」にかかる検討状況

基本目標		基本目標Ⅳ 多様性を認め合い、尊厳をもって生きることができる社会の構築		
課題		10 性差に応じたところと身体の健康支援		
1	取組み名称	性に対する正しい理解の促進	今後の取組み	・らぶらすでの講座や情報誌での普及啓発のほか、教職員・保護者向け区立小中学校出前授業、区民企画協働事業などを通じて、より多くの区民の方々に学びの機会を提供できるよう、世田谷保健所や教育委員会等と連携しながら取り組む。
			実施内容	
課題		12 性的マイノリティ等多様な性への理解促進と支援		
1	取組み名称	区内事業者への働きかけ	今後の取組み	・会議体や資料配布先について、改めて検討し、幅広く周知、啓発を行う。 ・区内企業や商店街において、ALL Yとして賛同した企業の名前や取り組みを発表、ステッカーの交付など検討。 ・事業所の取組みを可視化できる認定制度等の検討。
			実施内容	
2	取組み名称	教育分野への働きかけ (学校への出前講座等による理解促進、周知・啓発)	今後の取組み	・らぶらすの出前講座を小学生向けにも実施する。 ・小学生、中学生向けに性に関するアンケートを実施するとともに、アンケート結果を踏まえた小学生向けリーフレットを作成する。
			実施内容	・7月に区立小学校の2地域の養護教諭に向け実施。
3	取組み名称	庁内における連携	今後の取組み	・次期「保健医療福祉総合計画」へLGBTQへの配慮を盛り込むよう調整する。 ・就労に関し、安心して相談できるよう、就労支援機関との連携、周知・啓発を行う。
			実施内容	・「保健医療福祉総合計画」素案に、LGBTQへの配慮を記載した。 ・個別計画中に、「男女及びLGBTQ等多様な性を含めたすべての人が平等に利益を受けられるよう取組む」よう反映するよう依頼。
4	取組み名称	庁内におけるLGBTQ理解促進	今後の取組み	・庁内ALL Yを創出するため、有志による勉強会やワークショップ等を開催する。 ・庁内におけるLGBTQの方への対応にあたっては、性自認で対応できるよう、周知や体制の整備を行う。 ・職員が差別的な対応をすることがないように、自分自身のバイアスに気付き、ファンリテーション・対話能力を向上させるような、実行性のある研修を検討する。
			実施内容	
5	取組み名称	区内事業者の同性パートナーのいる職員処遇の平等、LGBTQへのハラスメント禁止規程の整備に向けた取組み (特にらぶらす運営事業者をはじめとする区立施設運営受託事業者から、区との契約事業者、外郭団体等)	今後の取組み	・受託事業者へアンケート調査を行い、41事業者のうち、2事業者が同性パートナーの処遇平等の規定を、7事業者がソジハラスメント禁止の規定を整備。効果的な要請方法を検討。 ・区と契約を締結するすべての事業者に「契約履行にあたっての留意事項」を配付。多様性条例第7条「差別の解消等」に加え、第6条「事業者の責務」も特に遵守いただく条項として取り上げ、庁内及び外郭団体への周知を行った。
			実施内容	

6	取組み名称	パートナーシップ・ファミリーシップ制度の対象とならない、法律婚できない人（事実婚）の困りごとへの対応	今後の取組み	・（法律婚やパートナーシップの当事者と比して）関係性の理解や権利・義務において、どのような違いや生きづらさ、困難があるのか研究する。 ・ 法に抵触しない範囲で、ファミリーシップだけでなく事実婚も、家族や保護者として取り扱うよう、各事業の内容に応じた検討を働きかける。
			実施内容	
7	取組み名称	LGBT理解増進法施行に伴う周知・啓発	今後の取組み	・ LGBT理解増進法施行の機根を捉え、社会情勢等を十分に考慮しながら、支援の必要性や「世田谷区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取組み」等に関する周知・啓発を行う。
			実施内容	

「男女共同参画推進事業に関するご意見・課題等」にかかる検討状況

基本目標		推進体制 男女共同参画社会の実現に向けた方策		
課題の内容		方策1 男女共同参画センター「らぶらす」の機能の拡充		
1	取組み名称	より多くの方が安心して、気軽に利用できる施設運営	今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> 施設表示（看板等）の新設 研修室利用基準の策定 学生向け自習スペース（研修室）の開放
			実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 7月21日～8月31日の間に、中学・高校・大学生へ研修室を自習室として開放し、若い世代が気軽に男女共同参画に触れ合える機会を創出するとともに、新たな利用者層へアプローチした。 9月も引き続き、開放していくこととした。
2	取組み名称	区民・団体・事業者等の参加、参画、協働の推進	今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ニーズに応じ、区内小中学校や大学等に出前講座を実施するとともに、区内企業向けのらぶらす出前講座を実施する。 引き続き、区民企画協働事業の実施、活動支援等を行う。 区民を主体とした男女共同参画基礎講座の実施 らぶらすサポーターの創出 地域における活動団体や大学生への学習支援
			実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 区民企画協働事業として、様々な視点を取り入れた4事業を選定した。10月より団体等と調整の上、事業を実施していく。
3	取組み名称	地域ネットワーク構築	今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> 「連携先一覧」に基づき、広報、周知先の拡充を図る。 らぶらす運営協議会を開催し、地域のステークホルダーと連携を図るとともに、得られた意見を運営に活かしていく。
			実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 委員を選定し、10月10日に第1回協議会を開催した。
4	取組み名称	広報、普及啓発	今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> らぶらす施設紹介リーフレットの作成 らぶらすノベルティの作成 アニュアルレポート（事業報告書）の作成 HPリニューアル、SNSを活用した周知、啓発の強化
			実施内容	<ul style="list-style-type: none"> らぶらすノベルティとして、ネーム入りのウエットティッシュ・付箋を作成。 駒澤大学で開催された「せたがや居場所サミット」に出展し、らぶらすの事業紹介と共に、ノベルティを配布した。 らぶらす紹介リーフレット作成中。 Instagramを活用した周知を開始する。
5	取組み名称	公平・公正・中立性を担保した事業運営	今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度の「離婚をめぐる法律・制度活用講座」において、講義の中で不適切な行為を助長するような内容が含まれていた等の指摘を真摯に受け止め、今後の講座の選定・講義内容の設定、講師の選定等に当たって十分に考慮し、より良い講座運営に努める。
			実施内容	
課題の内容		方策2 区職員の男女共同参画の推進		
1	取組み名称	庁内における情報発信や意見交換の場の創出	今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> にじいろ通信、職員セルフチェックを引き続き実施する。 庁内若手職員を中心とした意見交換の場を創出する。
			実施内容	

2	取組み名称	障害者の自立生活など区政全般におけるジェンダーの視点	今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・複合化した問題が何かを明らかにし、適切な支援の取組みにつなげていくことで、ジェンダー主流化を推進する。 ・あらゆる分野における事業の計画・実施・評価検証等のそれぞれのプロセスにおいて、性別による不平等が継続しないようジェンダー主流化を実践していく。 ・管理職がジェンダー主流化の理解を深め、職場において具体的に推進していけるよう、考え方や進め方に関する手引きを作成する。
			実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内部長級で構成される「男女共同参画推進会議」にて、全所員への「ジェンダー主流化」について依頼。
課題の内容		方策3 推進体制の整備・強化		
1	取組み名称	苦情処理委員会の相談件数の少なさ、周知不足	今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・申立てやプロセス等、利用しやすい制度になるよう、検討を行う。
			実施内容	
2	取組み名称	地域における男女共同参画の推進及びネットワークの構築	今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のステークホルダーを中心に地域懇談会（意見交換の場）を実施し、地域における男女共同参画の視点を広げていく。
			実施内容	
3	取組み名称	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行に向けた庁内体制の整備	今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・女性を取り巻く状況と経済的な困難をはじめとする生きづらさを抱える女性が求める支援を明らかにし、改善のための効果的な支援体制の構築に向けて検討する。 ・その際、「特別区長会調査研究機構」の調査「特別区における女性を取り巻く状況と自治体支援の方策」の結果をはじめ、ジェンダー統計の視点を入れる。 ・基本計画策定、調整会議の設置、民間団体との連携など支援体制のあり方について検討を行う。
			実施内容	
4	取組み名称	若年女性の居場所づくり、早期発見・早期支援の仕組みづくり	今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・アプローチが困難であった困難を抱える若年女性たちとつながる仕組みを検討する。
			実施内容	
5	取組み名称	各種助成事業の積極的な活用	今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・地域女性活躍推進交付金、民間団体支援強化・推進事業を始めとする各種助成事業を活用する。
			実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度、国の地域女性活躍推進交付金を活用し、男女共同参画センターらぶらすで行っている「女性相談」「男性相談」の拡充について申請・採択された。
6	取組み名称	基本計画の成果指標と男女共同参画プランの多岐にわたる施策との関連性の分析	今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度実施の男女共同参画に関する区民意識・実態調査において、基本計画の成果指標「自分らしく安心して暮らしていると感じる区民の割合」についての設問を設ける。
			実施内容	
7	取組み名称	人口動態をはじめジェンダー統計を踏まえた施策の展開	今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・人口動態を性別・年代別に分析し、その違いの要因や、違いがもたらす影響を議論し、必要な事業展開につなげる。
			実施内容	

2023年度

離婚をめぐる 法律・制度 活用講座【2回連続講座】

参加
無料

質問時間あり

保育あり

豊富な
配布資料

相談員による個別相談あり

離婚を考えたときに必要な知識、法律や関連機関の活用方法などを、女性の立場や状況を深く理解している講師から学べる講座です。

離婚の準備や
手続きが
知りたい



ひとり親家庭
向けの
制度って？

モラハラや
DVで
息苦しい…

第1回 9月9日(土) 10:00~12:00 法律編

離婚届の記入や提出、離婚の際に決めておくこと、親権や財産分与、調停や裁判、弁護士の選び方などについてお伝えします。

講師：宮下 真理子

弁護士、茜空法律事務所代表。東京弁護士会犯罪被害者支援委員会所属。
横浜YWCAなどでも離婚法律相談・講座を担当。

第2回 9月16日(土) 10:00~12:00 制度編

離婚＝新たなスタートに際して、困ったときに利用できる行政の制度をご紹介します。経済的なこと、子どものことに関する制度などについてお伝えいたします。

講師：鈴木 純子

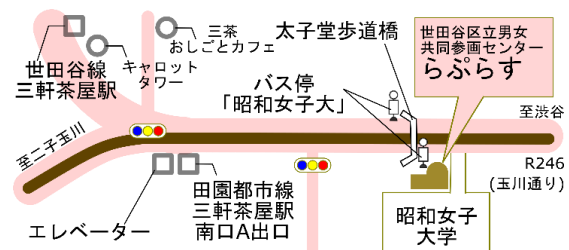
NPO法人女性の安全と健康のための支援教育センター講師、元婦人相談員。
行政の福祉分野で長年、女性が安全に生きのびられるための支援に携わる。

お問い合わせ
世田谷区立男女共同参画センターらぶらす

〒154-0004

世田谷区太子堂1-12-40 グレート王寿ビル3~5階

電話 03-6450-8510 FAX 03-6450-8511

らぶらすHP <http://www.laplace-setagaya.net/>

【電車】東急田園都市線・世田谷線「三軒茶屋」駅下車徒歩7分
【バス】東急バス・小田急バス「昭和女子大」下車
小田急バス（駒沢陸橋～北沢タウンホール）「三軒茶屋」下車
※駐輪場のご利用を希望される方は、らぶらすまでお問合せください

お申し込み方法

- 【対象】 女性（2回ともご参加可能な方）
【定員】 20人（先着順）
【保育】 あり（5ヶ月～就学前まで・要予約・先着順）
【会場】 世田谷区立男女共同参画センターらぶらす（3階で受付）
【申込】 8月1日（火）10:00から 電話、FAX、メールで受け付けます。
FAX、メールの場合は、
①講座名「離婚をめぐる法律・制度活用講座」 ②氏名 ③電話番号
④保育の有無（保育をご希望の場合は子どもの名前・住所・年齢）
を明記してください。

※お申込みの際にいただく住所、氏名、電話番号等の個人情報は、参加者名簿の作成、キャンセル待ち登録名簿の作成および開催中止のご連絡等、必要な場合の連絡以外の目的に使用しません。

ご案内・お願い

講師へのご質問

当日お渡しする質問用紙に記入してご提出ください。
ご質問は講座時間内に講師が参加者全員の前で回答いたします。質問した方のお名前は講師にはお渡ししません。すべてのご質問にお答えできるとは限りませんのでご了承ください。
また、講師に口頭で直接質問することはできません。

9月16日 相談員との 個別相談

9月16日の講座終了後に、らぶらす相談員による個別相談「悩みごと・DV相談」「働き方サポート相談」を実施いたします。相談は無料です。
各1ブースずつ。時間枠は ①12:10～12:40 ②12:50～13:20
・予約は9月16日の講座会場にて先着順に受け付けます。
・講師との相談枠ではありません。
・ご相談はらぶらすで実施している「悩みごと・DV相談」「働き方サポート相談」をはじめてご利用の方に限ります。

一年中、定期的に
講座や相談を
実施しています。

またいつでも
らぶらすに
いらしてください

らぶらすの講座・相談のご紹介

女性のための 悩みごと・DV相談

家庭、人間関係、生き方などのさまざまな問題や、配偶者やパートナー恋人などからの暴力やモラルハラスメントについて悩む女性のための相談です。
実施日：毎週火・水・木・土・日
相談方法：電話、メール、LINE

女性のための 働き方サポート相談

ライフステージに応じた女性のための働き方・キャリアについての相談です。転職・再就職など就職活動や職場での悩み、子育て・介護との両立、キャリアアップなど仕事に関わる相談に産業カウンセラー・キャリアカウンセラーが応じます。
実施日：第1・3火曜日、第2・4土曜日
相談方法：面接、電話

シンママカフェ シングルマザーのための グループ相談会

ひとり親家庭相談員の進行により、シングルマザー同士で日頃の悩みや気持ちを共有し、課題に向けてのステップを考えていくグループ相談会です。プレシングルマザーの方もどうぞ。
実施日時：偶数月第2土曜日 午後2時30分～4時30分

「女性に対する暴力をなくす運動」及び「オレンジリボン・児童虐待防止推進
キャンペーン」に関する取組みについて

1 目的

女性に対する配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為等の暴力は、警察を含む各相談機関への相談件数等から見て被害が大きいという現状を踏まえ、女性に対する暴力の防止を呼び掛けていく。また、暴力は、性別、年齢や加害者・被害者の間柄を問わず、決して許されるものではないため、暴力そのものの根絶を目指す。

そして、暴力の一つであるDVが起きている家庭では、児童虐待が同時に行われ、相関性があることから、女性の人権尊重、暴力の根絶や児童虐待防止について、区民や区職員に対し、より一層の周知・啓発を図るため実施する。

2 実施内容

(1) 特設ページの開設及びピックアップへの掲載

令和5年11月1日(水)より公開します。

(<http://cms.mb.city.setagaya.tokyo.jp/temp/kohokanri/99/d00206155.html>)

(2) パープルとオレンジ色の風船を取り付けたバルーンスタンドの設置(裏面参照)

設置場所: 本庁舎、総合支所、くみん窓口、出張所、まちづくりセンター等

※パープルは女性に対する暴力の根絶、オレンジは児童虐待防止のシンボルカラーです。

(3) 第1庁舎1階区政PRコーナーの展示

(4) 関係各課、図書館、区民センター等へのチラシ配布

(5) 関係各課、関係機関へのポケットティッシュの配布

(6) 各種広報媒体における広報・周知

(7) 男女共同参画センターらぷらすにおける関連事業の実施

3 実施期間

令和5年11月1日(水)～30日(木)

(参考) バルーンスタンド(パープル・オレンジ)の設置内容

【本庁舎及び各総合支所】

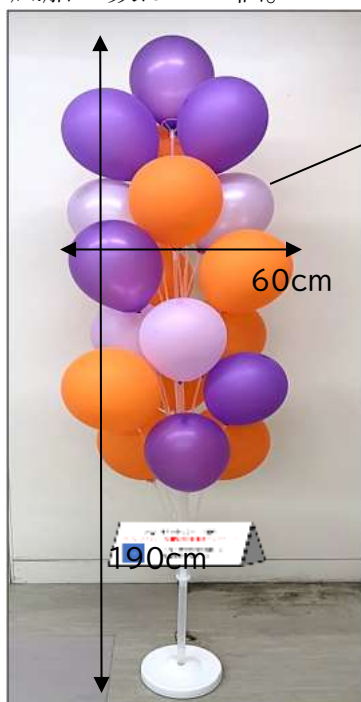
床置きスタンドを設置する。

風船の数は19個。

【くみん窓口、出張所、まちづくりセンター等】

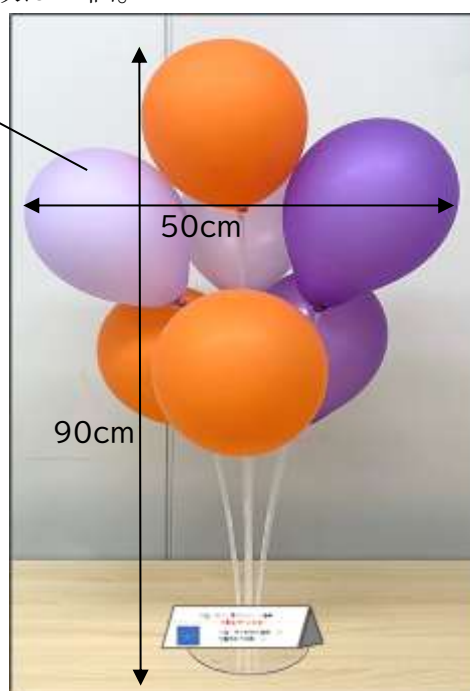
卓上のスタンドを設置する。

風船の数は7個。



各キャンペーン名を
印字した風船も取り
付け予定

(例)



講座・交流会で

学ぶ・話す・つながる

毎月、講座、交流会、イベント等を開催しています。テーマは、女性のキャリア、起業、こころと身体の健康、コミュニケーション、父親の育児・家事、男性の生きづらさ、介護・ケア、離婚、セクシュアル・マイノリティ、シングルマザー、編み物とおしゃべりなどさまざまです。ひとりでゆっくり自分を見つめなおしたり、周りの方と交流したり、今の自分にあった講座や交流会に出会うことができます。

著名人をゲストに招いた講演会は毎年大人気!

受けとなる講座がきつとみつける!

相談でほっと一息、

ゆっくりと一歩前へ

男性、女性やセクシュアル・マイノリティの方々を対象とした相談やDV、働き方など悩みごとに応じた、さまざまな相談を行っています。ひとりで悩まず、まずは相談員と話してみませんか? 相談員と一緒に考え、一歩踏み出すお手伝いをいたします。相談は無料、秘密は厳守します。

電話や面談にて相談を実施

※相談の種類によって面談を実施していないものもあります。

選ぶ

フリースペースで

ゆっくりと一歩前へ

自由に過ごせるスペースがあります。ゆっくり本を読んだり、子どもと遊んだり、仕事をしたり...自分時間を満喫しませんか? 朝9時～夜10時まで過ごすことができ、FreeWi-Fiも利用できます。

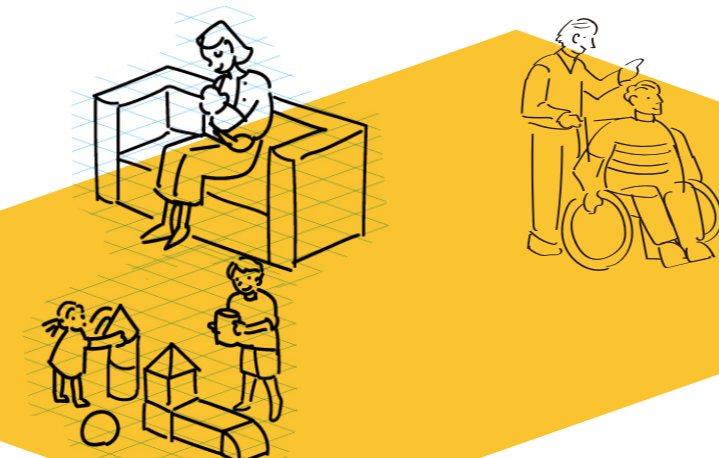
お一人でも! グループでも! お食事OK!

お子さんと靴を脱いでくつろげます!

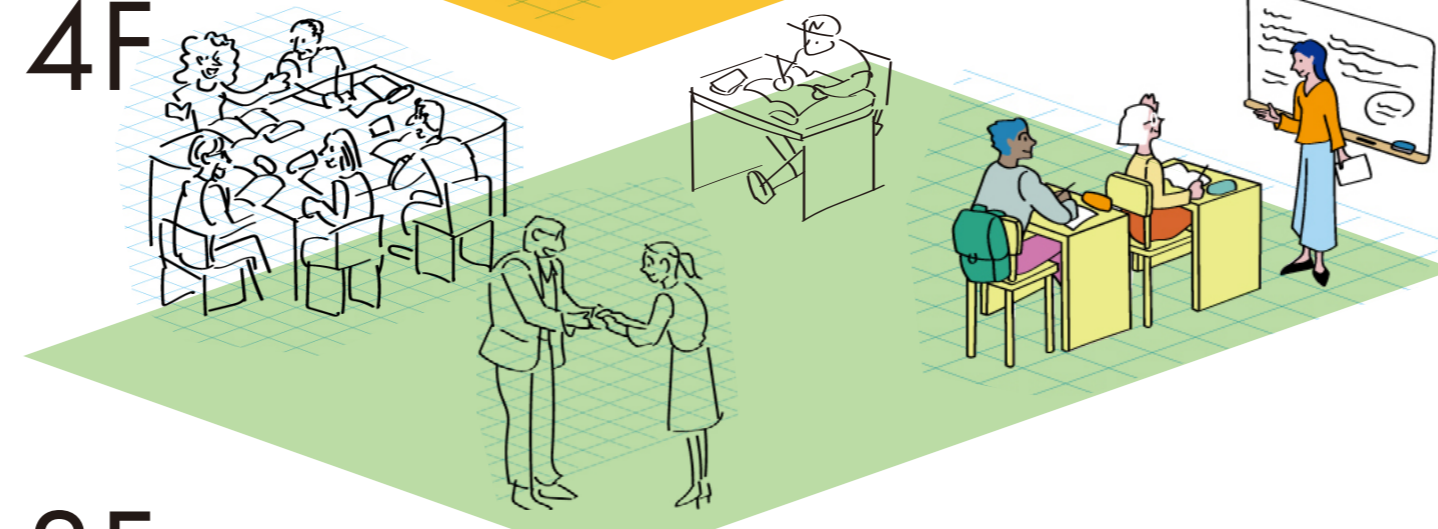
静かなライブラリー内にあります。読書や考えごにぴったりの場所です!

4階研修室を自習室として使えます!

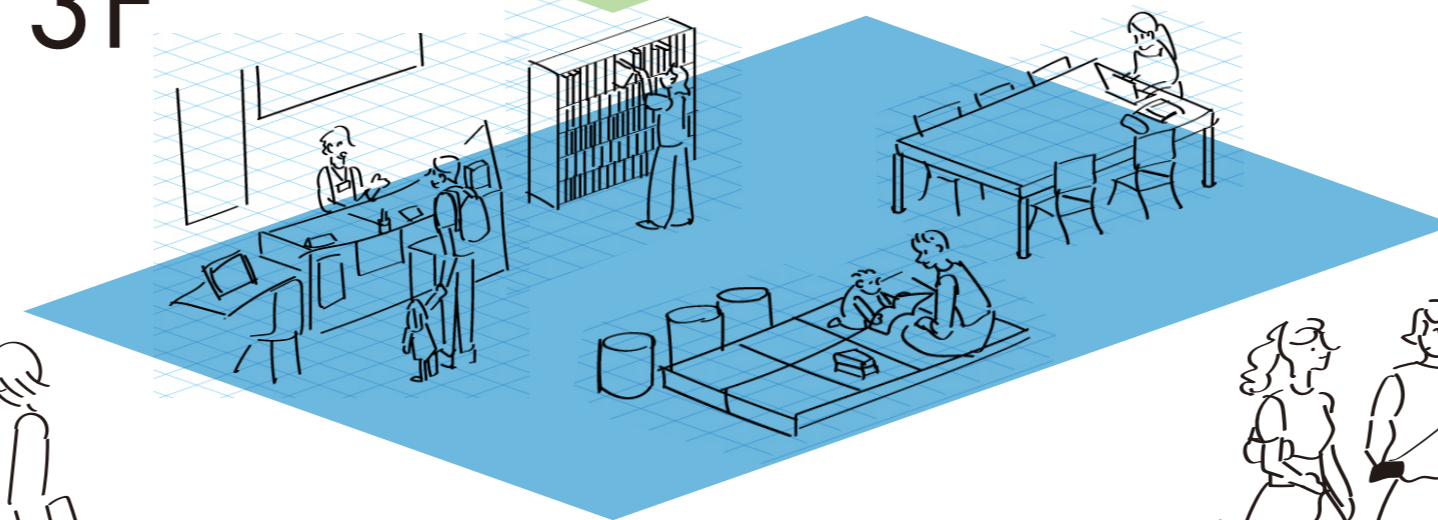
5F



4F



3F



あたらしい

ジェンダー情報に

ふれる・楽しむ

ジェンダーに関する2万冊以上蔵書があるほか、マンガや雑誌も取り揃えています。自分のお気に入りの1冊がきつとみつけるはずです! また、著名人・専門家のインタビューを掲載した情報誌を発行しています。今の時代のジェンダー情報に、楽しみながらふれてみませんか?! SNSの発信もお見逃しなく!

関心のある図書やDVDを借りることができます!

情報誌のインタビューは必読!

らぶらす

やりたい!を応援

区民の皆さんの活動、活躍を応援しています! 団体等で活動したい方には、4階研修室や3階活動コーナーを貸し出しています。また、男女共同参画関連の講座やワークショップを開きたいという方には、活動費の助成、実施場所や広報の協力を行う「区民企画協働事業」を実施しています。らぶらすを活用して、活動の機会を増やしていきませんか?!

グループ活動を紹介します。展示も行っていきます!

団体、グループの交流の場・登録団体連絡会

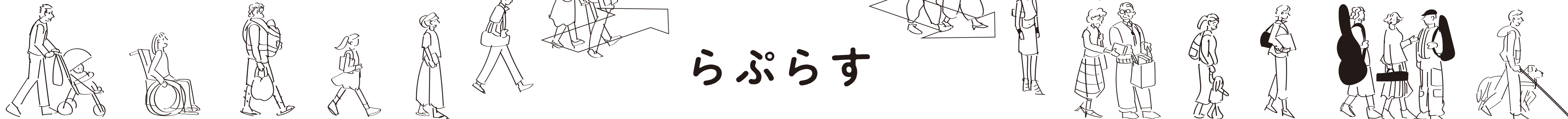
出張らぶらす、

身近な場所で学ぶ・楽しむ

区内の学校、企業などへらぶらすと講師がお伺いする「出張講座」は毎年大人気! テーマは、「デートDV」、「性の多様性」、「ハラスメント」などさまざまです。「研修をしたいけど、どうしていいかわからない…」とお困りの方も是非、ご活用ください! 目的にあった講座を提案します! また、らぶらすの本を地域の施設に貸し出す「出張図書館」も実施しています。出張先のリクエストをお待ちしています!

区内施設へ出張! らぶらす出張図書館

区内のイベントに参加し、みんなで男女共同参画を考える!



らぶらす